

令和 6 年度

第 5 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 8 月 5 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 35 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（8 月 30 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆		○
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二	○	
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実		○	20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達		○	24	榮田 明美		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	田邊 徹		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	石田 泰清	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主 任	光永 稔彦	○	

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>ただ今より、令和6年度第5回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、8番寺西委員、12番竹森委員、14番田邊委員、21番天根委員、24番榮田委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は19名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 7番須應委員さん、9番森兼委員さん、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号33から40の8件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p>
<p>2番堀江委員</p>	<p>受付番号40番について補足説明します。譲受人の住所が庄原市外となっておりますが、実際は、たびたび庄原市に戻って耕作をされているということです。現地確認をしたところ譲受人が耕作されている農地に稲が植えてあり、滞在する建物も確認したため申請地の管理も可能と判断しました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。他にはございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>

議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号33から40の8件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは受付番号33から40の8件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法 附則 第5条第1項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和6年7月期の申出分については、「令和6年8月30日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回、利用権設定(一般分)が1件 2,627㎡、利用権設定(農地中間管理事業分)が1件 8,508㎡となっています。</p> <p>農地中間管理事業分については、農地中間管理機構からの転貸先として高町の農地を〇〇さまへ 8,508㎡となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様から何かご質疑等はありませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定」について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	挙手全員により、決定されました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号21について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (東城出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号21 位置等：説明資料の7,8ページに記載 転用事由：宅地 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
3番木村委員	資料には、今回申請される農地が2筆あり、譲渡人の項目に2名の名前と(持分2分の1)という記載がありますが、(持分2分の1)というのは2筆のうち、どちらの農地の持分のことを指すのでしょうか。
事務局員 (東城出張所)	持分については、申請農地2筆のそれぞれを譲渡人2名が2分の1ずつ所有しています。 分かりにくい記載となり申し訳ありません。
議長	ほかにはございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、採決に移らせていただきます。 「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号21について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長	<p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号22から26の5件について事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号22 位置等：説明資料の7, 9ページに記載 潰廃事由：平成元年ごろから資材置場として使用しており、このたび地目変更登記をするため。(農地転用の許可を得ないまま資材置場となったことについては顛末書を提出いただいた) 現地確認：物置小屋が敷地一帯に建設されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号23 位置等：説明資料7, 10ページに記載 潰廃事由：昭和60年まで草地として活用していたが、当地は遠隔地であり、林道の状態も悪く牛の頭数も減り、近くの転作田だけで対応できるため耕作放棄となり、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：雑木が生い茂り山林となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号24 位置等：説明資料7, 11ページに記載 潰廃事由：耕作していたが、遠隔地であり、林道も状態が悪く、耕作を続けるのが難しくなり耕作放棄となり、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号25 位置等：説明資料7, 12ページに記載 潰廃事由：畜産のための飼料を育てていたが、怪我をしてできなくなったため、耕作放棄となり荒れてしまっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>

<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 26</p> <p>位置等：説明資料 7, 13 ページに記載</p> <p>潰廃事由：もともと酪農家によって活用されていたが、経営不振による耕作停止された後、引き継いだが、林道の状態も悪く遠隔地で耕作が不便で、荒廃した状態を復旧できず現在に至っており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>なお、受付番号 23～26 については、およそ 50 年前に畜産や酪農を行うための牧草地として土地改良事業を行った第 1 種農地であるため、令和 6 年 7 月 5 日総会で議決された庄原市農業委員会非農地証明申請の取り扱い基準に沿って審議を行います。</p> <p>基準①：農用地としての維持の必要性等の確認 広島県ガイドラインの但し書きの「農地に該当しなくなった原因が自然かい廃であることが明らか」であることを確認し、庄原農業振興地域計画との整合を図る観点から、農振計画担当部局と協議し、農用地として維持することは難しいと判断した。</p> <p>基準②：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく承認等の必要性 事業実施から 30 年以上経過しており必要がない。</p> <p>基準③：非農地証明申請書の受付、農振計画担当部局への提出 非農地証明申請書を受け付け、写しを農振計画担当部局に送付済みである。</p> <p>土地改良事業の実施状況と非農地申請に至った経緯については、昭和 51～54 年に畜産や酪農のための草地としての土地改良事業を行い、一時、関係者が利用していたが、令和元年に経営不振や経営縮小に陥った。遠隔地で耕作が難しく、また、大雨による災害が発生したことで、これらの草地に至る道につながる橋が壊れて通行が困難な状況が続き、手入れを実施できない状態も重なり、次第に耕作放棄となった。当時の農業委員も活用方法を検討したが、他の耕作者が見つからず、自然かい廃により現在、原野、山林となった。</p> <p>申請地の立地条件は、山中に位置し、周囲は森林におおわれた、独立した団地となっている。</p> <p>このことを関係者から聞き取っております。</p> <p>現地確認については、会長、会長代理、事務局、担当農業委員及び推進委員、東城ブロック長など通常より多く的人数で、「取り扱い基準」による確認を行いました。</p>
-------------------------	--

議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。</p> <p>質疑等はございませんか。</p>
20 番小次委員	<p>受付番号 23 について、24～26 は現況地目が原野となっていますが、23 の土地だけ山林となっているのはなぜですか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>現地確認の中で 23 の土地は背丈が高く大きな木が著しく生い茂っていることを確認したので山林であると判断しました。</p>
2 番堀江委員	<p>補足説明いたします。現地確認をしたところ、23 の土地は高さ 100m ほどの急こう配の山の中にあり、直径 20 cm 以上あると思われる木が複数生えていました。牧草地としての形跡が分からないほどの状態でしたので山林として判断しました。</p>
3 番木村委員	<p>今回の申請地は非農地となった後、太陽光発電設備が設置される可能性はあるのでしょうか。</p>
議長	<p>現地担当の佐々木委員さん、何か聞かれていることはございますか。</p>
13 番 佐々木委員	<p>現地の付近で林業を営んでいる方がおり、非農地になった後、所有者がその方に売買等で引き取っていただくことを計画されていることを聞いています。ですので、太陽光発電設備が設置される可能性は無いと考えます。</p>
18 番前田委員	<p>昭和 51～54 年に畜産や酪農のための草地としての土地改良事業を行い、一時、関係者が利用していたということですが、実際、どれくらいの期間利用していたのでしょうか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>草地を利用していた期間は、6 年～10 年程度であったということ聞き取っております。</p>
議長	<p>それでは採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 22 を先に採決し、23 から 26 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なしという声)</p> <p>それではまず、「非農地証明申請」受付番号 22 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、証明することと決定されました。</p>
議長	<p>続いて、「非農地証明申請」受付番号 23 から 26 の 4 件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、証明することと決定されました。</p>
議長	<p>以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会長報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・役員会（総会終了後）午後 2 時 50 分より開始 ○今後の主な日程 <p>の報告を行った。</p>
議長	<p>以上事務局からの報告・協議でした。</p> <p>みなさんからご質疑、意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第 5 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 2 時 35 分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年8月5日

議 長
(道下 和子) _____

7 番委員
(須應 敏明) _____

9 番委員
(森兼 貢) _____